

国民健康保険の手続きはお早めに!!

就職や退職などによる国民健康保険(国保)の加入や脱退には届け出が必要です。異動のあった日から14日以内に手続きをしてください。

●国保の加入や脱退

退職して職場の健康保険を脱

退した、健康保険の扶養家族でなくなったなどの理由で国保に加入する場合は、届け出をしてください。

また、就職して職場の健康保険に加入した、健康保険の扶養家族になったなどの場合は、国保脱退の届け出をしてください。

●学生用の保険証

修学のため市外に住所を定める学生に学生用の保険証を交付しています。該当する人は届け出をしてください。

●人間ドック助成

4月1日(水)から国保と後期高齢者医療保険加入者に対する令和2年度人間ドック費用助成の申請受け付けを開始します。詳しい申請方法は、広報ぬまた4月号でお知らせしますので、人間ドックを受ける予定のある人はご覧ください。

問い合わせ

国保年金課国保係
☎内線3135、白沢支所生
活係☎内線31、利根支所生
活係☎内線40へ

届け出が必要なとき		手続きに必要なもの	
加入	他の市町村から転入してきた	転出証明書	・ 印鑑 ・ 世帯主、対象者全員の個人番号カード(「通知カード」と「身分を証明するもの」も可)
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族から外れた	社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	母子健康手帳	
脱退	他の市町村に転出する	国民健康保険の保険証	
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国民健康保険の保険証 加入した保険の保険証	
	死亡した	国民健康保険の保険証	
その他	住所、世帯主、氏名などを変更した	世帯全員の保険証	
	修学のため別に住所を定める	国民健康保険の保険証 在学証明書	
	保険証を紛失・破損した	身分を証明するもの	

※「身分を証明するもの」は、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなどです。それ以外のものを持参する場合は、手続き前に国保年金課にご確認ください

引っ越しの際は 住所の異動手続きを忘れずに!!

問い合わせ 市民課市民窓口係☎内線3003

住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

入学、就職、転勤などにより市外へ転出する場合は、転出予定日が決まりましたら、お早めに転出届を提出してください。

また、市内での住所異動や市外から本市へ住所を異動する人は、新しい住所に住み始めてから14日以内に手続きを済ませてください。

手続きに必要なもの

- ▽免許証などの本人確認書類
- ▽マイナンバーカードまたは通知カード
- ▽転出の場合は印鑑登録証(登録者のみ)
- ▽国民健康保険証(該当者のみ)など

休日窓口を開設します

開設日 3月29日(日)・4月5日(日)
開設時間 午前8時30分～午後5時15分
開設場所 市民課、国保年金課
取り扱い業務 住所異動、市民課で発行する各種証明、マイナンバー関連業務、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療など
※戸籍の届け出については預かりのみ
※パスポートについては取り扱いできません

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの人は、住民票の写しや印鑑登録証明書などを、コンビニエンスストアのマルチコピー機から取得することができます。窓口手数料より50円割引になりますのでご利用ください。

後期高齢者医療制度

被保険者の皆さんへ

場合、自己負担限度額を超えた方が支給されます。初めて該当になったときは、群馬県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されますので、必要事項を記入して、国保年金課医療年金係へ提出してください。

▽高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月未までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた方が支給されます。

本市に継続して住民登録している群馬県後期高齢者医療被保険者が支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。

▽限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。申請により「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」

が交付される場合があります。これを病院の窓口に提示すると、認定を受けた自己負担限度額・標準負担額までの負担となります。交付の対象となるかはお問い合わせください。

▽保険料の仮徴収

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。

その他の人は、本年度の保険料を基に暫定の保険料(仮徴収額)を算出し、4月と6月に納付していただきます。

▽保険料の納付

保険料は期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、短期被保険者証が交付されることがあります。また、金額や滞納期間によっては、延滞金加算されます。保険料は滞納したままにせずご相談ください。

問い合わせ 国保年金課医療年金係☎内線3133へ

お出掛け、通勤、通学に

路線バスのご利用を



市内では市委託の路線バスをはじめ17路線が運行中です。お得な定期券やバスカードがあります。また、利用促進策として「迦葉山線」と「中山本宿線」では、フリーWi-Fiを試験導入しています。

定期券(1カ月)

普通(運賃の3割引)、学生(運賃の4割引)
※3カ月定期はさらにお得です
バスカード(4,350円分利用できます)
一般3,000円、65歳以上2,000円(敬老バスカード)

販売場所

▽一般 バス車内、関越交通(株)沼田営業所
▽敬老バスカード 高齢福祉課、各地区公民館、白沢・利根支所、ふれあい福祉センター

問い合わせ

市委託バスに対するご意見 生活課生活係☎内線3052へ

運行・運賃などに関すること

▽各路線(根利尾瀬高校線を除く)は、関越交通(株)沼田営業所☎②3111・ホームページhttp://www.kan-etsu.net/へ

▽根利尾瀬高校線は、(株)老神観光バス☎⑥3222・ホームページhttp://www.oigami.jp/へ



▽被保険者証

保険証の有効期限は7月31日(金)までです。8月から使用する保険証は、7月中(新たに75歳になる人は誕生日の前月まで)に郵送します。

保険証には自己負担割合が記載されていますので、診療を受けるときは、医療機関の窓口に必ず提示してください。

▽高額療養費

1カ月の医療費が高額になっ